『訪問介護 サービス提供責任者テキスト 第３版』
（第３版第１刷）
更新情報

ISBN コード：978-4-485-30439-6
発行日：2026 年 3 月 25 日
作成日：2026 年 11 月 5 日

①p.26 第1章 介護保険法と訪問介護 6 地域支援事業

【全文加筆】

p.26 一番下に以下の内容を加筆します。

(4)外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

外国人介護人材の訪問系サービスの従事については，在留資格「技能実習」は令和 7 年 4 月 1 日から，在留資格「特定技能」は令和 7 年 4 月 21 日から，それぞれ，一定の条件の下で実施できることとなりました。

（概要）

介護職員初任者研修課程等を修了し，介護事業所等での実務経験等（1 年以上あることが原則）を有する技能実習生及び特定技能外国人について，訪問介護等訪問系サービスの業務への従事が認められます。その場合，受入事業所は，利用者・家族へ事前に説明を行うとともに，以下の 1 から 5 に掲げる事項を遵守することが求められています。

1. 外国人介護人材に対し，訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
2. 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際，一定期間，責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
3. 外国人介護人材に対し，訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ，キャリアアップ計画を作成すること
4. ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
5. 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう， 情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと

※なお，1 から 5 の事項を適切に履行できる体制・計画等を有することについて，事前に巡回訪問等実施機関に必要な書類（訪問系サービスの要件に係る報告書）を提出することとされています。

出典：厚生労働省「外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について」（2025 年 4 月 1 日付）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56271.html 2026 年 9 月 1 日閲覧

②p.48 第 2 章 訪問介護サービスとサービス提供責任者 1 訪問介護サービス (4)加算 ⑥介護職員等処遇改善加算

【一部修正】

介護職員等処遇改善加算の区分の見直しを踏まえ，p.48 ⑥介護職員等処遇改善加算 「居宅費用基準告示別表1チ」中の処遇改善加算の区分の記載内容を以下のとおり修正します。

(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ

(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ

(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ

(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ

(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

③p.176 第 6 章 サービス提供責任者に必要な医療知識や緊急時対応 1 原則として医行為ではないと考えられるもの

【一部修正】

p.176 上から 5 行目 「そして，さらに「医師法第 17 条，歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(その 2)(医政発 1201 第 4 号令和 4 年 12 月 1 日)」により，医療機関以外の介護現場で実施されることが多いと考えられる行為のうち，原則として医行為ではないと考えられるものと，その行為を介護職員が行うに当たっての患者や家族，医療従事者等との合意形成や協力に関する事項が示されました。(正誤表による修正前の文言は，「その後，上記通知において記載のない行為のうち～こととなりました。」)」を以下のとおり修正します。

そして，さらに「医師法第 17 条，歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(その 2)(医政発 1201 第 4 号令和 4 年 12 月 1 日)」，「医師法第 17 条，歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(その 3)(医政発 1226 第 12 号令和 7 年 12 月 26 日)」により，医療機関以外の介護現場で実施されることが多いと考えられる行為のうち，原則として医行為ではないと考えられるものと，その行為を介護職員が行うに当たっての患者や家族，医療従事者等との合意形成や協力に関する事項が示されました。

④p.183 第 6 章 サービス提供責任者に必要な医療知識や緊急時対応 1 原則として医行為ではないと考えられるもの

【加筆修正】

第 6 章第 1 節全体の注釈として，p.183 「※の記載」を以下のとおり修正します。

※「医師法第 17 条，歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(通知)(医政発第 0726005 号 平成 17 年 7 月 26 日)」

https://www.mhlw.go.jp/content/001486238.pdf

※「医師法第 17 条，歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(その 2)(医政発 1201 第 4 号 令和 4 年 12 月1日)」

https://www.mhlw.go.jp/content/001486239.pdf

※「医師法第 17 条，歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（その 3）（医政発 1226 第 12 号令和 7 年 12 月 26 日）」

https://www.mhlw.go.jp/content/001624372.pdf